

厚生労働行政推進調査事業費補助金（肝炎等克服政策研究事業）
分担研究報告書

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の普及・活用の促進に向けた研究

江口 有一郎 佐賀大学医学部附属病院 肝疾患センター 客員研究員
(研究協力者)

磯田 広史 佐賀大学医学部附属病院 肝疾患センター 助教

今泉 龍之介 佐賀大学医学部附属病院 肝疾患センター 相談員

矢田 ともみ 佐賀大学医学部附属病院 肝疾患センター 客員研究員

井上 香 佐賀大学医学部附属地域医療科学教育センター 助教

高橋 宏和 佐賀大学医学部附属病院 肝疾患センター 特任教授

佐賀県がん撲滅特別対策室

平成 30 年度より我が国では新たに肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が創設され、その後は入院医療に加え、肝がんに対する通院治療への対象拡大、条件の緩和などの制度の改正が行われているが、利用者数は佐賀県を含めて全国的にもまだまだ十分ではない。そこで本研究では制度の認知度向上および利活用の促進を目的とした研究を実施している。現在、制度申請のための手続きをわかりやすく案内し、関係者間での医療記録票の運用効率を向上させるために、県・拠点病院・肝疾患センターで協働して佐賀県版医療記録票（手帳版）を作成し、全国展開を念頭に佐賀県内で試験運用を開始している。1年が経過し、佐賀県内の医療機関では、新規申請者のみならず、更新者でも手帳版の医療記録票が使用されるようになっており、手帳版の医療記録票が普及していた。しかしながら県外の医療機関では紙媒体の医療記録票が使用されており、厚生労働省・肝炎情報センターが開催するブロック会議などの場を利用して他県にも手帳を紹介し、活用が進むように働きかけていく必要がある。

A. 研究目的

平成 30 年度より我が国では新たに肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が創設されたが、利用者数は佐賀県を含めて全国的に伸び悩んでいる。本研究では制度の認知度向上および利活用の促進を目的として研究を実施している。

医療記録票は A4 サイズの紙媒体で運用されているが、肝がんや重度肝硬変の患者は他にも検査結果の用紙や造影 CT や MRI の同意・説明

文書、入院の際には医療行為の同意・説明文書および入院説明書など、非常に多くの書類を受け取るため、混同して紛失したり、受診の際に持参忘れすることがある。医療機関ではその都度、仮の医療記録票を作成するなどして対応しているが、事務負担が大きい。また、記載漏れや医療機関と調剤薬局における医療記録票の連携が失念されるリスクが上昇するなどの課題がある。そこで、佐賀県・拠点病院・肝疾患センターが協働して、患者が紛失・持参忘れを

起こしにくいように B6 サイズの手帳版の医療記録票を作成し、令和 4 年度から全国展開を念頭に佐賀県内で試験運用を開始している。

B. 研究方法

令和 4 年 3 月中に佐賀県内の全指定医療機関および各保健福祉事務所に佐賀県版医療記録票（手帳版）を配置し、運用を開始した。令和 4 年 4 月から令和 5 年 10 月までの肝がん重度肝硬変治療研究促進事業の参加者証の新規交付申請および更新申請において、提出された医療記録票の内訳（①新規に作成した手帳版、②従来の紙用紙）について調査した。

C. 研究結果

新規申請で提出された医療記録票は、令和 4 年度は手帳版は 6 件（33%）であったが、令和 5 年度は 5 件（63%）と割合が増加していた。更新申請で手帳版が使われていたのは、令和 4 年度は 7 件（41%）、令和 5 年度は 7 件（70%）であった。図 1 に示す通り、新規申請・更新申請の月別の利用状況を見てみると、いずれの場合も手帳版の利用数が増加してきていることがわかり、紙用紙の医療記録票で新規申請していた利用者も、更新手続きの際には手帳版を利用するようになっていた。図 2 からわかる通り、現在ではほぼ手帳版を利用した申請手続きが行われているが、一部では紙媒体での申請も行われていた。そこで紙媒体で申請が行われている医療機関を調査したところ、九州大学病院と久留米大学病院でありいずれも佐賀県外の医療機関であった。

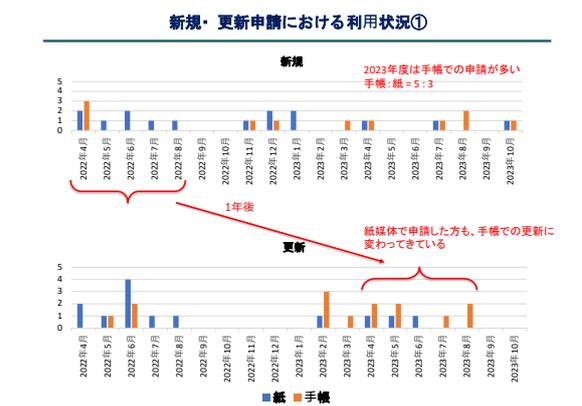


図 1：新規・更新申請手続きにおける医療記録票の利用状況（紙媒体・手帳版別）

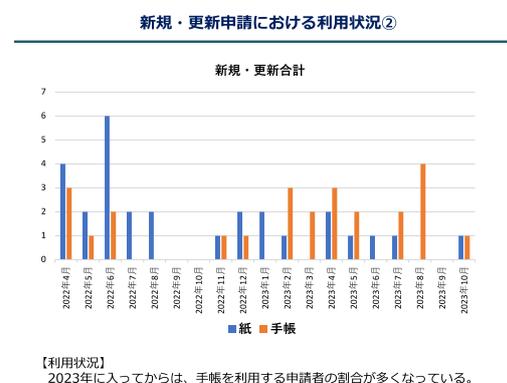


図 2：新規・更新申請手続きにおける医療記録票の利用状況（紙媒体・手帳版合計）

D. 考察

令和 4 年 4 月からの試験運用開始後、佐賀県内の医療機関においては手帳版の医療記録票の利用が進んでいた。すでに紙用紙の医療記録票を作成し運用していた患者でも、更新手続きの際には手帳版を使用するようになっていた。一方で、佐賀県外の医療機関に通院している患者では、いまだに紙媒体の医療記録票の運用が続いていた。

佐賀県の指定医療機関であれば、県内外に関わらず手帳版の医療記録票を送付しているが、県外の医療機関からは佐賀大学医学部附属病院肝疾患センターが開催している研修会等への参加があまりないことから、手帳版医療記録票に関する情報を得る機会がない。また、九州大

学病院や久留米大学病院は、福岡県の指定医療機関としても指定されており、通院する患者の大部分が福岡県の住民であることから、主に福岡県が指定している方法での申請手続きを患者に案内している。佐賀県の住民にだけ、佐賀県が作成した手帳版医療記録票を案内するという事は、事務作業的に煩雑であることは予想できる。こうした理由から、今後は厚生労働省や肝炎情報センターが開催する全国規模の研修会やブロック会議などのような、県内外を問わず意見交換や情報収集ができる場を活用した周知と、佐賀県以外の都道府県でも手帳版医療記録票を用いた申請が可能となるような厚生労働省からの働きかけも必要と考える。

E. 結論

佐賀県版医療記録票(手帳版)の運用を開始し、新規申請および更新申請いずれの場合も佐賀県内の指定医療機関での活用が広がっていた。当初の目的通りの効果が発揮されており、一方で特段の不都合は生じていなかったため、県内にとどまらず、全国でも活用していただけるように厚生労働省や肝炎情報センターとも協働した周知や働きかけが必要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

- 1.論文発表：なし
- 2.学会発表：なし

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

- 1.特許取得：なし
- 2.実用新案登録：なし
- 3.その他：なし